

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における令和2年度当初予算（案）の協議について

(別紙)

施設規模	補助者	補助対象施設	スプリンクラー設備等整備	耐震化整備	大規模修繕等	非常用自家発電設備整備	給水設備整備	ブロック塀等改修整備	介護施設等の多床室の個室化に要する改修費	
			既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（耐震化分）	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（大規模修繕等分）	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（非常用自家発電設備整備事業分）	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	高齢者施設等の給水設備整備事業	高齢者施設等の安全対策強化事業	高齢者施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業
			補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額	
		補助上限：9,710円/㎡（※1） 補助下限：なし	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設（ただし、非常用自家発電設備整備はなし）	補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円（ただし、燃料タンクを除く）	補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円（ただし、定員29人以下の地域密着型・小規模施設等はない）	補助上限：なし 補助下限：なし	補助上限：97.8万円/床 補助下限：なし			
定員30人以上の施設等	都道府県（指定都市・中核市を含む）	① 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（※2）	—	—	—	○（特養に限る）	○（特養に限る）	○	○	
		② 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）	○	—	—	○	○	○	○	
		③ 介護老人保健施設	—	—	—	○	○	○	○	
		④ 介護医療院	—	—	—	○	○	○	○	
		⑤ 養護老人ホーム	—	—	—	○	○	○	○	
		⑥ 有料老人ホーム	○	—	—	—	—	○	○	
		⑦ 通所介護事業所（※3）	△（※4）	—	—	—	—	○	—	
		⑧ ①以外の老人短期入所施設	—	—	—	—	—	○	○	
		⑨ 老人福祉センター（特A型・A型・B型）（※2）	—	—	—	—	—	○	—	
		⑩ 老人福祉施設付設作業所（※2）	—	—	—	—	—	○	—	
		⑪ 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）（※2）	—	—	—	—	—	○	—	
		⑫ 在宅複合型施設（※2）	—	—	—	—	—	○	—	
		地域密着員型・9人以下規模の施設等	市区町村（指定都市・中核市を含む）	⑬ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（※2）	—	○（1,540万円）（特養に限る）	—	○（特養に限る）	○	○
⑭ 小規模ケアハウス	○			○（1,540万円）	—	○	○	○		
⑮ 都市型軽費老人ホーム	○			○（773万円）	—	○	○	○		
⑯ 小規模介護老人保健施設	—			○（1,540万円）	—	○	○	○		
⑰ 小規模介護医療院	—			○（1,540万円）	—	○	○	○		
⑱ 小規模養護老人ホーム	—			○（773万円）	—	○	○	○		
⑲ 小規模有料老人ホーム	○			—	—	—	○	○		
⑳ 地域密着型通所介護事業所（※3）	△（※5）			—	—	○	○	—		
㉑ 認知症対応型通所介護事業所	△（※5）			○（773万円）	—	○	○	—		
㉒ ⑬以外の小規模老人短期入所施設	—			—	—	—	○	○		
㉓ 認知症高齢者グループホーム	—			○（773万円）	—	○	○	○		
㉔ 小規模多機能型居宅介護事業所	○			○（773万円）	—	○	○	○		
㉕ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	○			○（773万円）	—	○	○	○		
㉖ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	—			○（773万円）	—	○	○	—		
㉗ 夜間対応型訪問介護ステーション	—			—	—	—	○	—		
㉘ 介護予防拠点	—			○（773万円）	—	○	○	—		
㉙ 地域包括支援センター	—			○（773万円）	—	○	○	—		
㉚ 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	○（※6）			○（773万円）	—	○	○	—		
㉛ 緊急ショートステイ	—			○（773万円）	—	○	○	○		
㉜ 施設内保育施設	—	○（773万円）	—	○	○	—				

※1 1,000㎡未満の施設が対象。また、別途、ポンプユニットは上限244万円/施設（スプリンクラー整備に伴うものに限る）、自動火災通報装置は108万円/施設（300㎡未満）、火災報知設備は32.5万円が上限額/施設（500㎡未満）がある。

※2 定員規模に関わらない。

※3 通所介護事業所は定員19人以上、地域密着型通所介護事業所は定員18人以下。

※4 宿泊を伴うものうち、都道府県知事が特に必要と認めた場合に限る。

※5 宿泊を伴うものうち、市町村長が特に必要と認めた場合に限る。

※6 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市町村長が特に必要と認めた施設を含む。

		スプリンクラー設備等整備	耐震化整備	大規模修繕等	非常用自家発電設備整備	給水設備整備	ブロック塀等改修整備	介護施設等の多床室の個室化に要する改修費	
		既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（耐震化分）	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（大規模修繕等分）	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（非常用自家発電設備整備事業分）	高齢者施設等の給水設備整備事業	高齢者施設等の安全対策強化事業	高齢者施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業	
		補助率：定額		補助率：定額		補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額	
		補助上限：9,710円/㎡（※1） 補助下限：なし		補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設（ただし、非常用自家発電設備整備はなし）		補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円（ただし、燃料タンクを除く）	補助上限：なし 補助下限：なし	補助上限：97.8万円/床 補助下限：なし	
補助対象事業		○スプリンクラー設備等の整備（定員のうち要介護3～5の入居者が半数以上を占める場合等、「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」に該当することが今後予想される施設を想定）	○耐震化整備（耐震診断の結果等が前提のおそれがあるとして市区町村長が認めたもの）	○利用者の安全確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等（補助対象内容は「別記2 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の取扱いについて」のとおり）	○利用者の安全確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等（緊急災害用の自家発電設備の整備に限る）	○非常用自家発電設備整備（燃料タンクを含む）（緊急災害用の自家発電設備の整備）	○給水設備整備（受水槽・地下水利用のための設備）	○ブロック塀等改修整備（安全点検の結果、劣化、崩落や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等の改修。ブロック塀の安全点検の実施方法は「別紙3 社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検について」を参照）	○事業継続に必要な介護施設等において、感染が疑われる者が発生して多床室に分離する場合には備え、新型コロナウイルスへの感染が疑われる都府土の士バスを空間的に分離するための個室化整備（当該整備に伴うスプリンクラー設備整備を含む。）
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（案）		第2の2のア、第3の2のオ		第2の2のイ	第3の2のイ	第2の2のウ、第3の2のフ	第2の2の工、第3の2のエ	第2の2のオ、第3の2のオ	
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（案）		5（1）		5（1）	5（2）	5（2）	5（2）	5（1）	
対象経費		先進的事業整備計画に基づく事業の施設整備（施設整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負及び工事事務費（工事施工のため直接必要な業務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通旅費、印刷製本費及び設計監料等（非常用自家発電設備整備事業については事業所及び施設等の自家発電設備の設置に必要な備品購入費（備品設置に伴う工事請負費、運搬費を含む。）を含む。）をい）、その他、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）							
留意事項	共通	<p>ア 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見積もり等を分けること。その際、各事業の対象部分が重複しないよう留意すること。</p> <p>イ 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設（一つの建物の中に複数の補助対象事業所等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに対象経費の実支出額を求めること。なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、複合型施設全体にかかる対象経費の実支出額をそれぞれの施設・事業所の専有面積で按分することにより、施設・事業所ごとの対象経費の実支出額を算出すること。</p> <p>ウ 過去に（当該補助金以外の）補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産について、財産処分（取り壊し、廃棄等）を行う場合、「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分について」（平成20年17日老発0417001号厚生労働省老健局長通知）に基づき、手続きに遺漏のないようご留意願いたい。</p> <p>エ 本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請することができるものとする。</p> <p>オ 協議の採択に当たって一定程度満了するため、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）第13条に定める国土強靱化地域計画に記載のある事業は、「先進的事業整備計画（別添1）」及び「整備計画一覧表（別添2）」の「国土強靱化地域計画への記載」欄に「有」の記載をすること（ドロッパダウンリストの選択）。</p>							
	各事業分	<p>ア 既存の小規模高齢者施設のスプリンクラー設備等整備事業を実施するにあたり、市単独による支援であることから、その補助対象面積については原簿に算定する必要がないため、「別紙4 スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積の算定作業について」をよく確認すること。</p> <p>イ また、協議に際して、各箇の平面図・天井図等の建物の各部分の面積が確認できる書類、その他必要な書類等の添付するとともに、「提出が必要となる添付書類」と合わせて別紙3「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積確認シート」に記入の上、2部提出すること。</p>	<p>ア 非常用自家発電設備及び給水設備の設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置する等、安全面に留意すること。</p>	<p>イ 上記共通の工の例外として、施設を老朽化に伴う大規模修繕に際わらず、先行して非常用自家発電設備整備を行えるようにするため、1施設につき2回に分けての補助が可能とする。次回以降の協議の際、過去に補助を受けているときは、当該補助額を引いた額を補助上限額とする。（例：地域密着型特別養護老人ホームで、過去に500万円の補助を受けて非常用自家発電設備整備をしている場合で、大規模修繕の補助協議申請をする場合は、補助総額1,540万円－500万円＝1,040万円）</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の粗雑に起因したもののイ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>エ その他、整備事業として適当と認められないもの</p> <p>オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の粗雑に起因したもののイ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>エ その他、整備事業として適当と認められないもの</p> <p>オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の粗雑に起因したもののイ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>エ その他、整備事業として適当と認められないもの</p> <p>オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業</p>	<p>ア 安全性に問題のあるブロック塀等の撤去、再設置、改修にかかる工事費等が対象となるが安全性に問題のないブロック塀等（当該安全性に問題があるブロック塀等に指定されているものに属し、遮断されることを前提とする。可動式の塀等は認めない。安全性に問題のないブロック塀等に係る費用も補助対象とみなす。）</p> <p>ウ 1人当たりの面積基準については、スプリンクラー設備の設置の位置との関係などにより様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての1人当たり面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。</p> <p>エ 介護施設等の余裕スペース（空き部屋、静養室等）を改修する場合も対象とする。</p>	<p>ア 新型コロナウイルス発生後、かつ、緊急的に着手せざるを得なかった事業に限り、内示目的のものも補助対象とする。</p> <p>イ 改修は、各箇面に限らず切や壁等を設置し、他の利用者と空間的に分離・遮断されることを前提とする。可動式の塀等は認めない。</p> <p>ウ 1人当たりの面積基準については、スプリンクラー設備の設置の位置との関係などにより様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての1人当たり面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。</p> <p>エ 介護施設等の余裕スペース（空き部屋、静養室等）を改修する場合も対象とする。</p>
補助対象外		<p>ア 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>イ 消防法施行令等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>エ その他、支援事業として適当と認められないもの</p> <p>オ 協議時点で届け出が完了していない有料老人ホーム</p> <p>カ 別添2-1 整備計画一覧表のうち、年別、月別の両方とも利用者数実績（密着利用者/総数）が5%以下の宿泊を伴う通所介護事業所（地域密着型含む）、認知症対応型通所介護事業所</p>	<p>ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもののイ 設計の不備又は工事施工の粗雑に起因したもののウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>カ その他、支援事業として適当と認められないもの</p>	<p>ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもののイ 設計の不備又は工事施工の粗雑に起因したもののウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>カ その他、支援事業として適当と認められないもの</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の粗雑に起因したもののイ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>エ その他、整備事業として適当と認められないもの</p> <p>オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の粗雑に起因したもののイ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>エ その他、整備事業として適当と認められないもの</p> <p>オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の粗雑に起因したもののイ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>エ その他、整備事業として適当と認められないもの</p> <p>オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業</p>	<p>ア 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>イ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>エ その他、支援事業として適当と認められないもの</p> <p>オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業</p>	<p>ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもののイ 設計の不備又は工事施工の粗雑に起因したもののウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>カ その他、支援事業として適当と認められないもの</p>
基準準備		次のいずれか低い方の価格を基準価格とする。 ア 公的機関（都道府県又は市区町村の建築課等）の見積 イ 工事請負業者等の民間事業者の見積							
提出が必要な添付資料		下記書類を添付すること。 ア 平面図、位置図、写真等（現状及び改修箇所が分かるもの） イ 見積書（公的機関（都道府県又は市区町村の建築課等の見積もり）、工事請負業者等の民間事業者）※公的機関の見積が難しい場合には、工事請負業者等の見積を複数提出すること。							
補助（協議）の流れ		<div style="text-align: center;"> <p><b>協議の流れ</b></p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>→ 広域型(定員30人以上)施設に関する流れ        → 地域密着型サービス等(定員29人以下)の施設に関する流れ</p> <p>①協議通知(厚生局宛) ②協議通知(都道府県、指定都市、中核市宛) ③協議通知(市区町村宛)・・・都道府県のみ ④協議募集(事業者宛) ⑤協議申請(交付自治体宛) ⑥協議申請(とりまとめ都道府県宛)・・・市区町村のみ ⑦協議申請(所管地方厚生(支)局宛) ⑧協議書類の送付(厚生労働省宛)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ③以降、内示については厚生労働省より各都道府県、指定都市、中核市、市区町村へ対して行う。（内示書類の配布については、都道府県より管内市区町村への配布を依頼予定）</li> <li>・ 交付申請以降の手続きについては、事務委任されているため、各地方厚生(支)局と自治体間で行う。</li> </ul> </div>							